

令和 6 年度 第 10 回加東市農業委員会総会（12 月定例会）議事録

開催日時	令和 6 年 12 月 20 日（金）午後 3 時 00 分～午後 3 時 40 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適 化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：－ ⑤：－ ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	①：村上雅信 ⑤：山口康博			
議事録署名委員	3：田中 豊 5：高見秀人			
出席職員	事務局長：土肥彰浩 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事

第 54 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	7 件
第 55 号議案	非農地証明願いの承認について	4 件
第 56 号議案	農用地利用集積計画の決定について	18 件
第 57 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	9 件
- 5 報告

報告第 15 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	3 件
報告第 16 号	農地の貸借の合意解約通知について	4 件
- 6 その他
- 7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 10 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査を行っていただきました、1 番 岸本農業委員さん、2 番 藤原農業委員さん、10 番 谷口推進委員さん、11 番 久保推進委員さん、12 番 小薮推進委員さんご協力ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしくお願いいたします。 本日の会議の議事録署名委員に、3 番 田中農業委員さん、5 番 高見農業委員さんを指名しますので、よろしくお願いいたします。 それでは議案の審議に入ります。 第 54 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 60 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2 及び番号 3 は、双方間による土地の交換であるため、一括して説明します。申請地は、隣接している土地でどちらも一枚の田の一部となっています。一枚の田の中で所有者が番号 2 の方と番号 3 の方とに分かれているため、以前から口約束で交換をし、一枚の田として利用されておりました。この度、今後も引き続き、一枚の田をそれぞれが耕作できるようにするため、3 条申請に基づき、申請されました。 番号 4、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 30 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 5、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に贈与するため申請されました。譲受人は、水稻及び季節野菜の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 35 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 6、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 30 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 7、貸出人は、兼業で耕作を行うことが困難なことから、借受人に対して利用権を設定していましたが、契約期間の満了が近づいていること、また、今後、利用権設定が廃止されることから、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。借受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も 20 年以上あることから、耕作は可能であると見込まれます。 以上 7 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には

	該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	＜意見なし＞
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 54 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	＜全員挙手＞
議長	全員挙手にて、第 54 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 55 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、農地パトロールにおいて、長年、原野状態であったために、継続して農地として利用することができないと見込まれることから、非農地と判断されたものであり、この度、非農地通知を受け、申請されました。現時点では、事業用地として分譲するため既に重機で伐採され原野状態は解消されていますが、申請地を含む周辺の区域は、都市計画における土地利用計画図で産業系の土地利用区域として指定されており、かつ事業系の開発を促進する特別指定区域に指定されています。ただ、農業委員会から 11 月 26 日付で非農地証明願いの通知をしましたが、周辺で着工されていた造成工事において、本申請前に当該地の造成工事がなされたため、始末書を提出していただいております。その中では、所有者、仲介人、工事関係者の 3 者間での調整不足が要因である旨記載されており、経緯は確認済みです。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 番号 2、申請地は、平成元年頃から倉庫敷地の状態であり、現在に至っております。この度、名義変更を行う際、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため非農地証明を申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 番号 3、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、受益地外との意見となっております。 番号 4、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 以上 4 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
現地調査委員	番号 1 は***の西約 150m の位置にあり、現場は造成工事が完了した状態でありました。 番号 2 は***の北西約 130m の位置にあり、現場は倉庫敷地でありました。 番号 3 は***の南約 350m の位置にあり、現場は原野でありました。

	番号4は***の北約450mの位置にあり、現場は原野でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第55号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第55号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第56号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権2件、12筆、10,951㎡、使用貸借権16件、75筆、108,659.47㎡に利用権が設定され、12月27日公告予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第56号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第56号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第57号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権1件、3筆、4,477㎡、使用貸借権8件、25筆、34,819㎡に利用権が設定され、3月24日公告予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第57号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第57号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第15号「市街化区域内の農地法第5条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1、宅地分譲に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、11月27日付けで受理通知書を交付しました。 番号2、露天駐車場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、12月11日付けで受理通知書を交付しました。 番号3、露天駐車場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、12月13日付けで受理通知書を交付しました。 説明は以上です。

議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長 事務局	報告第 16 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、双方合意により無条件で利用権の戦前の権利不明小作を解約し、解約後は自作されます。 番号 2、双方合意により無条件で利用権の賃貸借を解約し、解約後は借り手を地区内で探されます。 番号 3、双方合意により無条件で利用権の戦前の権利不明小作を解約し、解約後は別の方が耕作されます。 番号 4、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は第 54 号議案番号 6 の譲受人が所有権を取得し、耕作されます。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明。 ・第 2 回農地パトロール調査結果集計の報告について ・農地貸付等希望申出の情報提供（3 件）
議長	説明が終わりましたが、何か質問などはありませんか。
各委員	<質問なし>
議長	以上で、令和 6 年度第 10 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 田中 豊

議事録署名委員 高見 秀人